

決議提案の 説明文



▲提案理由の説明をする山本委員長

ただ今上程されました、発議第4号「小林嘉文市長に対する問責決議について」説明いたします。小林市長におきましては、昨年4月の市長就任以降、今定例市議会を含めまして、議長や予算決算委員会委員長などから厳重注意を含め、毎回議会で注意を受けています。こうした状況は、きわめて、憂慮すべき事態といえます。

小林市長は、笠岡市では、民間出身の初めての市長であります。市長就任まで、行政に携わっていないため、初期における経験不足によるトラブルは、幾分致し方ない面もあるかと思いますが、すでに、就任から1年半が経とうとしています。民間の手法を行政に取り入れると言うことは、重要なことであると議会も、認識しています。しかし、行政には、地方自治法に基づく行政運営をしなければならないという、大前提があります。思いつきで、政策を決定したり、一部の人の意見だけをもって行政運営をすることは、断じて許されるものではありません。

市長の周りには、副市長をはじめ、各部長以下行政経験豊富で極めて優秀なブレーンがいます。こうした、職員の意見にも十分耳を傾け、決して公私混同したり、独裁的な市政運営を遂行しないでいただきたいと思います。この度の、問責決議は、度重なる小林市長のルール違反に対して、猛省を促し、市長としての責任の重大さを自覚していただくために、発議するものであります。小林市長におきましては、厳粛に受け止めていただきたいと思います。

以上、説明しましたが、議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

賛否の一覧



▲起立採決の様子

議案名	議員名	徳清会						新政みらい			立真会		笠栄会		日本共産党		改革21		公明党		賛成 不賛成			
		栗尾順三	森岡聰子	馬越裕正	仁科文秀	東川三郎	大山盛久	天野喜一郎	大月隆司	田口忠義	大本益之	坂本公明	原田てつよ	三谷渡	山本俊明	奥野泰久	妹尾博之	樋之津倫子	井木守	藤井義明		藏本隆文	齋藤一信	大本邦光
小林嘉文市長に対する問責決議について	議長	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18:3

※議長は地方自治法第116条第2項の規定のため、議決に加わるできません。

賛成○ 不賛成●